

県南のNPOを情報でつなぐ、ささえる。

平成 27 年 10 月 10 日発行  
秋田県ボランティア・NPO活動  
ニュース県南版

Hot And New South Akita Noo

ハッシュタグ

10  
October  
2015

P4~P5 市民活動お役立ち情報

# マイナンバー 制度を知ろう

P2 活動ウォッチング UGO JAZZ FESTIVAL

P3 わくわくげんき 蔵ッカーズ

P6 今さら聞けないパソコン操作と用語

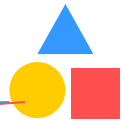
~マウス・画面構成編~

今月の表紙

編集スタッフのつぶやき

今月の表紙「お城山クラフトフェア」

あべ  
いいな  
秋田県



THEME\_ボランティア/NPO

## 伝統とジャズで地域を拓く

～音楽の魅力を次の世代につなげるために～

### DATA\_団体情報

ウゴ ジャズ フェスティバル  
UGO JAZZ FESTIVAL 実行委員会(羽後町)

代表/布目 貞義さん

連絡先/TEL. 0183-62-2098



### 伝統とジャズが融合した音楽の祭典

威勢のよいお囃子の演奏にあわせて登場する、西馬音内盆踊りの踊り手たち。篝火<sup>かがりび</sup>を再現した照明を囲んで披露される、優雅で幻想的な盆踊り。そこにビッグバンドの演奏が重なっていき、伝統文化とジャズの壮大なセッションが展開していきます。

これは9月27・28日の2日間にわたり、羽後町文化交流施設「美里音」<sup>みりおん</sup>で開催された、UGO JAZZ FESTIVAL の一幕。その企画から広報、会場運営まですべてを行っているのが、音楽愛好家と地元有志で構成されたUGO JAZZ FESTIVAL 実行委員会のみなさんです。実行委員長の布目貞義さんは、イベントを始めたきっかけについてこう話してくれました。「私はアマチュアとして各地のジャズフェスティバルに参加してきました。プロ・アマの垣根を越えて、地域住民も巻き込んで盛りあがっている様子を見て、自分も音楽の魅力で羽後を活気づけたいと思いました。羽後には音響に優れた文化施設もありましたので、有効活用できるはず。羽後出身のプロミュージシャンや、地域を越えて協力してくれるジャズ仲間にも恵まれたので、これはやるしかないなと思ったのです。」

### 地域を巻き込んで成長していくイベントに

今年で2回目のフェスティバル開催に向けて、実行委員長の布目さんが特にこだわったのが「地域との交流」でした。会場周辺にイベント告知ののぼ

りを設置して、会場玄関前に野外ステージを新設。地元グルメを楽しめる屋台も充実させました。「もっと広い年代のかたがたが、気軽に音楽を楽しめる環境を作りたいかった。」という布目さん。実際イベント当日の会場周辺では、小さな子どもからご年配の方まで、地元グルメと一緒にジャズの演奏を楽しんでいる多くのかたがたを見ることができました。

### 音楽のチカラを次世代につたえるため

本格的な演奏で観客を魅了したプレイヤーの中には、各地で活躍するプロの姿も多い。本番前の高校生ビッグバンドにアドバイスをしたり、地元のアマチュアと一緒にステージにあがり、セッションを繰り広げたり。地元のアマチュアにとってこのフェスティバルは、憧れのプロミュージシャンたちと交流できる夢の舞台でもあるのです。「自分たちが楽しむだけではなく、さまざまなひとに音楽の魅力を伝えることで、地元から次世代のミュージシャンが育ったり、新たな運営メンバーが育っていくような環境をつくっていききたい。」布目さんはまっすぐな視線で、将来のビジョンを語ってくれました。ジャズ仲間との交流がきっかけでスタートし、自分たちの手でつくりあげてきたUGO JAZZ FESTIVAL。西馬音内盆踊りに並ぶ羽後の風物詩として、地域に躍動感をもたらすイベントに成長していくことでしょう。

(松浦 孝行)

今月はまちづくり!

横手高校定時制生徒が行く!

# わくわくげんき

Vol.5



(上段左から) 佐藤朴斗<sup>なおと</sup>さん、中山良太さん、遠藤光平さん  
(下段左から) 高橋祐太さん、戸沢<sup>かほる</sup>翔さん、矢代将之さん



蔵っカーズは Facebook でも情報発信中

横手市増田地区で活動している蔵っカーズのみなさんにお話を伺いました。暮らしを楽しむために、やりたいことをやろうという思いから平成 26 年 6 月に設立されました。月 2 回、増田に暮らすメンバーが様々なアイデアを持ち寄って楽しく、にぎやかにミーティングが行われています。事務局の川崎達彦さんは「今後も自分たちのやりたいことをやっていく。他のグループと関わってつながりを広げたい。」と話してくれました。普段公開していない伝統的建造物の内蔵が公開される 10 月 4 日の「蔵の日」でも協力団体として活躍したそうです。

(戸沢翔、遠藤光平)

## 蔵っカーズ メンバー 小坂 将人 さん

小坂さんは、増田町観光ガイドの会にも入っていたり、自身で Yokote いんぐれす CLUB という会を立ち上げたりと様々な活動をされています。「増田の人マップ」作成の際には、ガイドもしている小坂さんの知識がとても役に立ったそうです。多くの活動に参加していて大変ではと聞いたところ、「好きで、趣味としてやっているのでもっと充実している」と笑顔で話してくれました。

(矢代将之)



## 蔵っカーズ 代表 鈴木 百合子 さん

増田町は元々商売のまち。人柄が魅力の商人が多くいます。増田の見どころが蔵だけではないことを知ってほしいと話す鈴木さん。蔵が PR される一方で別の商売が衰退することがあってはならないと訴え、そのためにまちに暮らす人同士が協力することが大切だと語ります。これからは、人の魅力で何度も来たくなるような、楽しい増田をつくっていききたいと話してくれました。

(中山良太)



## 取材を通して感じたこと

### 高橋 祐太 さん

お話を伺って、みなさんの地元愛と、やりたいことをやろうという行動力に感心しました。私は今回のお話で、地元を知りたいと思いました。増田町についても、蔵という漠然としたイメージしかなかったのですが、その歴史や中身を教えて頂いて、興味がわきました。「蔵の日」にもぜひ参加してみたいです。



### 佐藤 朴斗(なおと) さん

メンバーの方々が口をそろえて「自分達の暮らすまちを楽しくしたい。」と話していたことが印象的でした。少しずつメンバーが増えているそうですが、その理念と団体の明るい雰囲気共感を得ているからだと思います。理想的なまちおこしだと感じました。



THEME

# マイナンバー制度が始まります

ニュース、新聞等でも取り上げられている「マイナンバー制度」が平成27年10月より通知開始となり、平成28年1月より運用が開始されます。有償スタッフを雇用しているか、講師謝金等で源泉所得税を納付している団体は、「マイナンバー」に対する準備が必要です。市民活動団体も対象となり得ますので、年末調整前に制度について、知識を深めてみましょう。

(平成27年9月現在での情報を基として、制度について紹介しております。)

(熊谷淳子)

**国民の利便性の向上**

- 添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減。
- 行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受けられる。

**行政の効率化**

- 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減。
- 複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減。

**公平・公正な社会の実現**

- 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことが可能。

マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁(数字のみ)の「個人番号」のことで、法人にも13桁の「法人番号」が付くこととなります。この制度のメリットは、面倒な手続きが簡単になり国民の利便性が向上すること、手続きが正確で早くなることにより行政の効率化が図られること、給付金などの不正受給の防止により、公平・公正な社会が実現することなどです。

マイナンバー制度とは

開始時期は、平成27年10月から市町村からマイナンバーが通知され、平成28年1月から運用開始です。雇用保険、源泉徴収票などはじめ、各種手続きに必要となります。

通知カードが届いてからの流れ



表面(案)

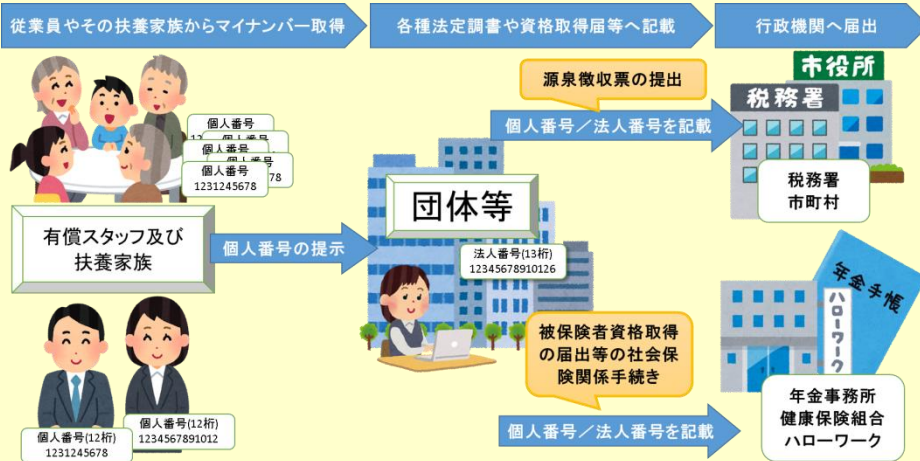
裏面(案)



個人番号カード

写真付きの番号カードの表面は、身分証明書として使用できません。レンタルショップ等で提示をして、店側がコピーを取ることが許されません。

番号カードの裏面は法律で認められたもの以外の者がコピーをすることが禁止されています。マイナンバーが裏面に記載されているためです。(認められている者: 税理士、社会保険労務士等)



**■ 団体等がマイナンバーを利用するには**  
 年末調整、法定調書（報償支払調書、源泉徴収票、不動産の使用料等）などに向けて、有償スタッフと扶養家族全員のマイナンバーを集めます。団体の規模を問わず、スタッフなどに給与を支給するすべての団体が対象となります。

■ マイナンバー法罰則（抜粋）

行為	罰則
○正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供（個人番号利用事務等に従事する者等）	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
○不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用（個人番号利用事務等に従事する者等）	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
○情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用（情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者等）	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科

マイナンバーの管理には、マイナンバー制度というものが関わり、個人情報保護法とは違って厳しい罰則があります。

安全管理措置



**■ 適切な安全管理措置**  
 マイナンバーを利用する前準備として、マイナンバーと関係する団体の業務はどれなのかを確認し、個人情報安全管理方法を検討し、マイナンバーに対しての従業員等への教育をしっかりと行う仕組みを作る必要があります。

総務省：マイナンバー制度のお問合せ  
**0570-20-0178**（全国共通ナビダイヤル）  
 平日 9:30 ~ 17:30  
 （土日祝日・年末年始を除く）  
 総務省：通知カード・個人番号カードについてのお問合せ  
**0570-783-578**（全国共通ナビダイヤル）  
 平日 8:30 ~ 22:00  
 土日祝 9:30 ~ 17:30  
 （年末年始 12月29日~1月3日を除く）  
 URL : [www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

- まとめ**
- 1 マイナンバーを扱う方法について、団体でのやり方を決めましょう。（10月中を目途に）
  - 2 マイナンバーを利用するために必要な整備（書類の内容や保管場所等）を整えましょう。（11月中を目途に）
  - 3 講師謝金等を支払っている頻度が高い団体については、講師の本人確認とマイナンバー取得方法について確立させましょう。

# 今さら聞けないパソコン操作と用語

## ～マウス・画面構成編～

市民活動を行っていくうえで、事務局を担当している方はパソコンで報告書等を作成する機会があると思います。いざ、書類を作成しようと考えた時に、パソコンの本を購入したが用語が分からず、そのまま本棚に眠っているなんてことも多いのではないのでしょうか。そこで、今月はマウスと画面についてお伝えいたします。(熊谷 淳子)

### ◆マウス編

マウスのボタンは右と左にあります。図1のように人差し指でボタンを押すことを「クリック」といいます。中指でボタンを押すことを「右クリック」といいます。

#### ▲クリック(図2)

選択したい部分にマウスポインタを置き、左のボタンを1回押すことです。普通は、左ボタンを押すことをクリック、右ボタンを押すことを右クリックと区別して表現しています。

#### ▲ダブルクリック(図3)

選択したい部分にマウスポインタを置き、左のボタンをすばやく2回連続で押すことです。

#### ▲ドラッグ(図4)

移動したい部分にマウスポインタを置き、左ボタン(人差し指)を押したままでマウスを動かす(引きずる)ことです。

#### ▲マウスを動かすコツ(図5)

マウスのボタンを下の方に抑え付けるようにした状態で動かすと思うように動かせるようになります。右クリックも特にやりやすくなります。

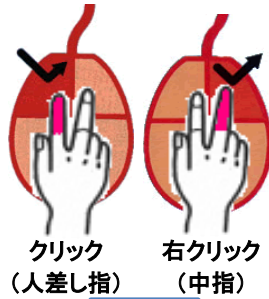


図1

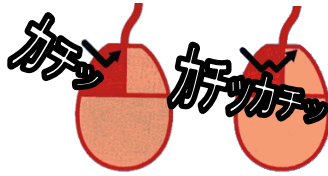


図2

図3

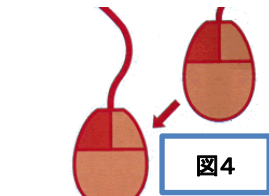


図4

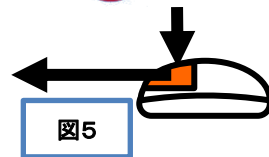


図5

### ▲マウスポインタ

パソコンの操作画面で入力位置を示す矢印の形をした図6のことです。形は矢印が基本ですが、操作状態や画面の位置によって、細かく変化します。形の変化の違いを見ることがパソコン操作の上達につながるのを見極めるようになりますとよいです。例として、図7は文字入力が可能である場所を示します。図8は図7の形を移動できることを示します。



図6

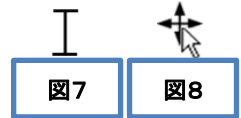


図7

図8

### ◆画面構成(リボン)編

Word(ワープロソフト)や Excel(表計算ソフト)の画面の上部に表示され、作業に必要なコマンド(命令)がボタンのように表示される帯状の領域のことを言います。図9はリボン内の説明です。

▲タブ: リボン上部に「見出し」のように順序良く並んで、それを選択することで表示したい別画面に効率よく切り替える操作部分をいいます。

▲グループ: タブで表示された中で、コマンド(命令)ごとに分類したものです。

▲ダイアログボックス起動ツール: グループでのボタンでは選択できないものを、さらに細かく選択できる画面(ダイアログボックス)を表示させるボタンです。

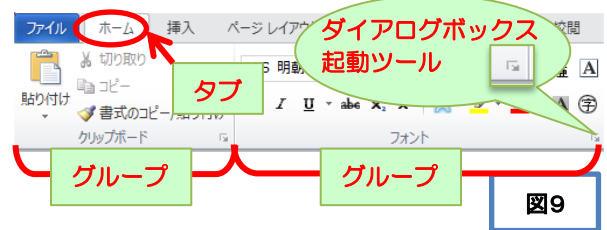


図9

### 今月の表紙

10月3・4日の2日間、横手公園展望台周辺にて6回目となる「よこてお城山クラフトフェア」が開催されました。秋空の下、全国のものをつくる人とそれを使う人がつながる場が設けられました。表紙の写真は愛知県から奇木細工を出店したテントです。

### 編集スタッフの VOL.05 つばやき

情報誌編集員  
熊谷 淳子

今月号より新しくスタッフとして、松浦孝行さんと私、熊谷が参加いたします。市民活動のみなさんがすぐ活用できる情報を、「よりわかりやすく」をこころがけて掲載していきたいと考えています。市民活動について、この情報誌をとおして何が出来るかを考えながら、お役に立てるようがんばります。サポセンにおいての際は、気軽に声をおかけください。

秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース県南版

# ハンサン

2015年10月10日発行  
10月号 VOL.106

発行: 秋田県企画振興部地域活力創造課

〒010-8570 秋田市山王西四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集: 特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター (南部市民活動サポートセンター)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9:00~18:00 土 9:00~17:00

【休館日】木曜日・年末年始(12/29~1/3)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail.ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/hg030001

